

地域計画変更に係る「協議の場」の結果について

登米市では、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を取りまとめたので、同法第18条第 1 項の規定に基づき、公表します。

1 対象地域

◇石越地域

2 地域計画変更の概要

◇地域計画の区域

No.	所在地	地目	面積（㎡）	変更内容	変更理由

◇地域内の農業を担う者

No.	No.	属性	農業を担う者	現状			10年後（目標年度：令和16年度）				変更内容
				経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
1	43	利用者		水稻	8.10ha	0.10ha	水稻	8.10ha	0.10ha	南郷地区、北郷地区	担う者の変更（経営継承）

3 意見募集期間

◇令和 7 年12月 2 日（火）～令和 7 年12月11日（水）

4 意見募集の結果

◇意見等はありませんでした。

5 お問い合わせ先

◇登米市産業経済部 産業総務課 農業経営支援係（登米市中田町石森字西桜場18 中田庁舎2階）
◇TEL：0220-34-2716 FAX：0220-34-2802 Eメール：sangyosomu@city.tome.miyagi.jp